

発掘調査に関する協定書の著作権・ 電子データに関する部分の抜粋

事例1

(成果の公開)

第22条 乙が刊行された報告書の内容について電子化し公開することを、甲、丙は承諾するものとする。

事例2

(出土品の取り扱い)

第8条 文化財活用のため、発掘された出土品及び発掘調査成果品等に関する権利は、乙が有するとする。

2 甲及び丙は、出土品についての権利を放棄するものとする。

3 丙は、業務が完了したときには成果品として、出土品、発掘調査を記録した図面・写真類及び発掘調査報告書を乙に提出し、著作権等の法的権利を放棄するものとする。

事例3 (仕様書)

7. 調査成果品

(6) その他

著作権及び調査で必要に応じて作成したものは、〇〇教育委員会に帰属するものとする。

事例4

(出土品の取り扱い)

第6条 発掘された出土品の処置は、法令の定めるところにより措置を講じ、文化財活用のため、乙が権利を有するものとする。

2 丙は、業務が完了したときは、発掘調査報告書を甲、乙に提出し、発掘調査を記録した図面・

写真類及び著作権等の法的権利を放棄し、乙がその権利を有するものとする。

事例5

〇〇遺跡調査に関する協定書

東京都教育委員会（以下「甲」という）、事業局（以下「乙」という）と〇市教育委員会（以下「丙」という）及び、△遺跡調査会（以下「丁」という）は遺跡調査完了後の事務事業の処理に関し、次のとおり、協定を締結する。

（出土品及び調査資料の取り扱い）

第1条 丁は遺跡調査の完了後、甲の指示により、出土品遺物については（指定場所1）及び調査資料については（指定場所2）へ搬入し、丙はこれを保管するとともに、これを活用することができるものとする。

（調査報告書の取り扱い）

第2条 丁の作成した発掘調査報告書に関する事例は甲が処理するものとし、丁は調査報告書を甲に引き継ぐものとする。

（業務関係文書の取り扱い）

第3条 丁が会務の執行にあたって調整した会計帳票その他の業務関係文書等は、乙が引継ぐものとし、乙がこれを保管する。

（その他定めのない事項）

代表取締役4条 この協定の解釈について疑義を生じた事項、又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙、丙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため協定書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁はそれぞれ記名押印のうえ各自1通を保管する。

日付・記名・押印

『埋蔵文化財保護行政におけるデジタル技術の導入について2』（報告）

平成29年9月25日

埋蔵文化財発掘調査体制等の
整備充実に関する調査研究委員会

文 化 庁

第2節 発掘調査報告書の利活用

1. 発掘調査報告書の利活用に当たっての課題

発掘調査報告書の利活用の前提

冒頭で述べたように、低精度PDFの公開により発掘調査報告書の潜在的な需要の高さが数値で把握され明確になった。

この結果を受けて、本報告では低精度PDFを利用した発掘調査報告書情報の積極的な公開が、その利活用を推進する上で効果的であることを示した。しかし、デジタルデータによる発掘調査報告書を含む発掘調査報告書の利活用に当たっては、次の点に留意する必要がある。

- ①著作権に係ること。
- ②低精度PDFの公開に係ること。

発掘調査報告書と著作権

発掘調査報告書を刊行する組織の専門職員が、職務として発掘調査報告書を作成した場合は、契約等に別段の定めがない限り、その職員は著作権を有しない。しかし、外部研究者等の執筆に係る部分は、原則としてその者が著作権を有することになる。写真等の画像についても、外部の者による撮影であって撮影者の創意工夫が入っており、著作権法第2条で規定されている著作物にあたる場合は、撮影者が著作権を有することになる。通常の場合、印刷物の発掘調査報告書への原稿掲載を前提に外部研究者等に執筆等の依頼を行うが、その許諾を得たものであっても、デジタル化をする場合は、別にデジタル化に係る複製権（著作権法第21条）と公衆送信権（著作権法第23条第1項）に関する許諾を得る必要がある。

複製権とは、作品の複写、録画・録音、印刷や写真にしたり、模写（書き写し）したりすること、スキャナ等による読み取りなどのことを指し、著作権法第30条～第47条で定める場合を除き、著作権者がその権利を占有することとされている。また、公衆送信権とは、インターネット等により、著作物を公衆向けに送信することに関する権利であり、公衆向けであれば、無線・有線を問わずあらゆる送信形態が対象とされている。

これらの権利は財産権に相当し、譲渡や相続の対象となるため、過去の発掘調査報告書をデジタル化する場合には、仮に執筆者が死亡していたとしても、その相続権者の許諾が必要になる場合がある。また、原稿依頼時に謝金を支払っていたとしても、当事者間において著作権譲渡が明確化されていない場合は、一般的には著作権が譲渡されたとはみなされないので注意を要する。

著作権等への対応

発掘調査報告書の執筆や掲載する写真の撮影等の一部を外部委託する場合は、著作権に留意する必要がある。通常の場合、原稿等を外部に依頼する場合には、印刷物の発掘調査報告書への掲載を前提とするため、重版する場合を除くとさほど著作権の問題は生じないが、先述したように、デジタル化を行う場合はそれに係る複製権と公衆送信権への対応が必要になる。

こうした問題は、デジタル化の予定の有無に関わらず、原稿等を依頼する場合にあらかじめデジタル化に対する許諾（35頁 参考様式）を得ておくことによって解消される。

また、著作権以外にも個人情報の取扱いについても十分な配慮が必要となる。これは、発掘調査報告書を作成する場合に限らず、過去の発掘調査報告書をデジタル化し、公開する場合にも、個人情報が含まれていないか確認し、該当箇所を非公開とするなどの措置も必要となる。

なお、過去に公刊した発掘調査報告書をデジタル化する場合は、現実的に短期間で全ての発掘調査報告書の権利関係を整理することは困難であるため、作業計画を定め、権利関係に問題のない発掘調査報告書から進めることが重要となる（37頁 資料1）。

低精度PDFの公開に係る問題

低精度PDFは保存性や精度の点で要件を満たしていないため、印刷物の発掘調査報告書の代わりになるものではなく、あくまでも「印刷物の発掘調査報告書の活用のための媒体」である。また、すでに膨大な蓄積があり、今後とも増加し続ける発掘調査報告書情報への入口にもなるものである。しかし、低精度PDFを作成し単にインターネット上で公開するだけでは、次に述べるように、こうした役割を十分に果たすことはできない。

先述したように、印刷物の発掘調査報告書の多くは書誌コントロールがなされていないため、入手が困難だけでなく、刊行や所在の確認自体も困難な状況にある。このような図書は灰色文献と呼ばれており、インターネット上での公開は、こうした灰色文献の解消を図る目的もある。しかし、デジタルデータによる情報公開により、インターネットでは検索することが困難な文献や、インターネット上でしか存在せず長期的なアクセス保証に不安のある情報が多数生み出されるようになり、これらが新たな「灰色文献」になる危険性も指摘されている。つまり、インターネット上での公開も、書誌情報のコントロールと長期的なアクセスの保証が不可欠となる。

低精度PDFの公開にあたって留意する必要がある点は、次のとおりである。

- ①低精度PDF公開の周知：組織のホームページに低精度PDFが公開されていることを周知するための工夫が必要となる。
- ②リンク切れ：組織のホームページでは、サーバの老朽化に伴い、機器更改した際、低精度PDFを公開しているURLが変更され、アクセスできなくなり、公開の安定性に欠ける場合があるので、固定URLを用いるなどの工夫が必要になる。

参考様式

著作物の電子化の許諾に関する覚書

(許諾の対象と内容)

第1条 下記の著作物の著作者_____ (以下「甲」という。)は、_____ (以下「乙」という。)との間で、当該著作物 (抄録・英文要約・キーワード等を含む。)の電子化及びインターネットによる公開について、覚書を締結する。

著作物の表題：「_____」

原載 (掲載紙・書籍)：『_____』

発行者：(_____)

発行年月日：平成____年____月____日

(電子化の形式)

第2条 乙は、当該著作物を適切と考える形式で電子化することができる。

(電子化に伴う体裁の変更)

第3条 乙は、当該著作物の電子化に当たり、内容の変更を伴わない限りにおいて、体裁の変更を行うことができる。

(公衆送信権の許諾)

第4条 乙は、電子化された当該著作物を、適切なシステムからインターネット上に公開することができる。

(公開の撤回)

第5条 甲は、当該著作物の公開後、公開を撤回すべき事由等が生じたとき、書面 (電子メールを含む。以下同じ。)をもって、その旨を乙に申し入れるものとする。

(公開撤回申し出に対する回答)

第6条 乙は、上記書面を受け取ったときには、速やかに公開を停止するものとする。

(本覚書の変更など)

第7条 本覚書の内容に疑義や変更の必要が生じたときは、甲及び乙の双方が解決に向け、誠実に協議を行うものとする。

平成____年____月____日

甲 _____ 印

乙 _____ 印

資料 1

兵庫県における発掘調査報告書の著作権処理の事例

1. 経緯

兵庫県教育委員会文化財課は、過去に発掘調査報告書の電子公開を目指したが、著作権に関する影響が懸念されたため、公開を見合わせていた。2016年度に著作権を確認し段階的に公開した。

2. 方針

- ①著作権に問題のないもの（職員のみで作成した報告書）を優先的に公開する。
- ②外部執筆者で、連絡を取れる執筆者は順次許諾を取り、公開する。
- ③物故者や連絡が取れない執筆者には別途対応を検討する。

3. 具体的作業

□STEP 1 執筆者リストの作成 2016年8月～

兵庫県が発行した兵庫県文化財調査報告485冊について、報告書ごとに編著者をリスト化した。結果、2454名の執筆者リストが完成した。

□STEP 2 執筆者の切り分け 2016年10月～

2454名の執筆者リストのうち、1集～200集の1145名の執筆者に対し、内部職員か外部執筆者か切り分けた。さらに外部執筆者でも当時の契約にて、権利処理可能か区別した。また報告書内の図版類について公開に問題がないかチェックした。

□STEP 3 著作権に問題のない報告書の公開 2016年12月～

1集～200集のうち、94冊が内部職員のみ、106冊が外部執筆者ありとなった。この著作権に問題のない94冊に対し、第一弾公開として2016年12月に公開した。

□STEP 4 追加公開 2017年1月～

201集～485集について、内部職員か外部執筆者か切り分ける。内部職員のみを報告書を第二弾で公開する。

□STEP 5 外部執筆者への許諾

外部執筆者で、連絡を取れる執筆者は順次許諾を取り、公開する。

□STEP 6 孤児著作物への対応

物故者や連絡が取れない執筆者（孤児著作物）には別途対応を検討する。